

---

佐賀県西部広域環境組合  
一般廃棄物処理施設  
包括の運転管理等委託業務  
要求水準書

---

平成27年3月4日

佐賀県西部広域環境組合



# 佐賀県西部広域環境組合 包括的運転管理等委託業務 要求水準書

## 目 次

---

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第 1 章 総則                        | 1  |
| 第 1 節 事業概要                      | 1  |
| 第 2 節 一般事項                      | 3  |
| 第 3 節 対象施設及び処理対象物               | 14 |
| 第 4 節 運転管理等業務条件                 | 15 |
| 第 5 節 事業期間終了時の取扱い               | 16 |
| 第 2 章 運転・維持管理体制                 | 18 |
| 第 1 節 組織計画の作成及び人員の配置            | 18 |
| 第 2 節 業務計画書等の作成、提出、報告           | 18 |
| 第 3 節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備      | 20 |
| 第 4 節 防災管理体制の整備                 | 21 |
| 第 5 節 施設保安体制の整備                 | 21 |
| 第 6 節 連絡体制の整備                   | 21 |
| 第 7 節 雇用への配慮                    | 22 |
| 第 3 章 受入管理業務                    | 23 |
| 第 1 節 計量棟における受入管理               | 23 |
| 第 2 節 施設内における受入管理               | 23 |
| 第 4 章 運転管理業務                    | 25 |
| 第 1 節 本件施設に係る運転管理（共通事項）         | 25 |
| 第 2 節 エネルギー回収推進施設に係る運転管理        | 26 |
| 第 3 節 マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理     | 29 |
| 第 4 節 教育訓練                      | 31 |
| 第 5 節 運転準備期間の運転管理等              | 31 |
| 第 6 節 各種基準値の設定及び基準値を満足できない場合の対応 | 31 |
| 第 5 章 用役管理業務                    | 34 |
| 第 6 章 維持管理業務                    | 35 |
| 第 1 節 建築物等の維持管理                 | 35 |
| 第 2 節 外構等の点検管理                  | 35 |
| 第 7 章 環境管理業務                    | 36 |
| 第 8 章 資源化物管理業務                  | 38 |
| 第 9 章 余熱利用業務                    | 39 |
| 第 10 章 情報管理業務                   | 40 |
| 第 1 節 各種業務の報告                   | 40 |
| 第 2 節 施設情報管理                    | 41 |
| 第 11 章 その他関連業務                  | 43 |

---

---

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第 12 章 組合の業務.....            | 45 |
| 第 1 節 本件事業において組合が実施する業務..... | 45 |
| 第 2 節 運転モニタリングの実施.....       | 45 |

---

# 第1章 総則

本要求水準書は、組合が本件事業を実施する事業者の募集・選定にあたり公表する事業者募集要綱と一体のものであり、組合が本件事業に係る委託契約を締結する受託者に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本件事業の基本的な内容について定めるものであり、本件事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受託者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

なお、要求水準書で用いる用語は、要求水準書に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業者募集要綱に定義された意味を有するものとする。

## 第1節 事業概要

### 1.1 事業の目的等

本件事業は、組合の構成市町から搬入される一般廃棄物を本件施設において適正（安全かつ安定的、衛生的、経済的）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転管理等と経費の効率化を図るため、本件施設の運転管理等に係る業務を包括的に委託するものである。

受託者は、本件施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、受託者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運転管理等を行うものとする。

### 1.2 業務名

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務

### 1.3 履行場所

佐賀県伊万里市松浦町山形地内

### 1.4 対象施設

本件事業における対象施設の概要は表 1-1-1 のとおりである。

表1-1-1 対象施設の概要

| 項目                    | 概要   |
|-----------------------|--|
| 施設名称                  | 佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設   |
| 所在地                   | 佐賀県伊万里市松浦町山形地内   |
| 敷地面積                  | 約 3.18ha（事業面積 約 16.7ha）  |
| 供用開始                  | 平成 28 年 1 月（予定）  |
| エネルギー回収推進施設<br>（溶融施設） | 処理方式 : ガス化溶融方式（シャフト炉式）<br>施設規模 : 205 t / 日（102.5 t / 日 × 2 炉）<br>処理対象物 : 可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設残渣<br>発電能力 : 3,900kw（定格） |

| 項目                       | 概要   |
|--------------------------|--|
| マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設） | 処理方式 : 破碎、選別<br>施設規模 : 22 t / 日（5 時間運転）<br>処理対象物 : 粗大ごみ、不燃ごみ                         |
| 管理棟                      | 構造 : RC 造 階数 : 地上 2 階<br>建築面積 : 827.86 m <sup>2</sup> 延床面積 : 1,430.01 m <sup>2</sup> |
| 計量棟                      | 形式 : IC カード式<br>数量 : 3 台（搬入用 2 台、搬出用 1 台）<br>秤量 : 30t（最小表示 : 10kg）                   |

### 1.5 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、本件施設に関する受入管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務（建築物、外構、ビオトープ等）、環境管理業務、資源化物管理業務、余熱利用業務、情報管理業務、その他関連業務（提案事業を含む）である。

本業務の範囲の概要は、以下のとおりである。

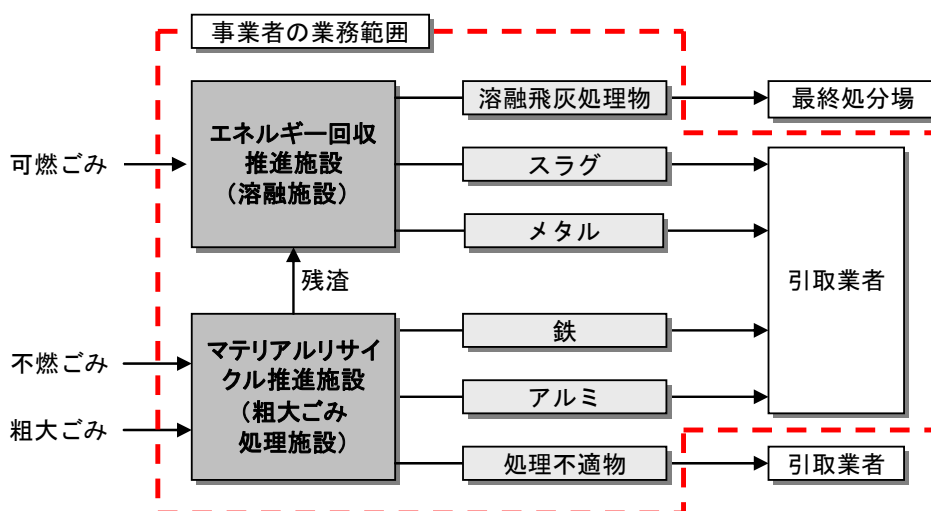


図1-1-1 業務範囲の概要

### 1.6 組合の業務範囲

- (1) 業務履行状況等のモニタリング
- (2) 処理対象物（マテリアルリサイクル推進施設残渣を除く）の搬入
- (3) ごみ処理に伴う最終処分物の運搬・処分
- (4) 用役（電気、上水、ガス）の調達
- (5) 見学者対応
- (6) 住民対応
- (7) 業務委託料の支払い

### 1.7 事業期間

運転準備期間 : 契約締結日から平成 27 年 12 月 31 日まで

運転期間 : 平成 28 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## 第2節 一般事項

### 2.1 業務要件

受託者は、本業務を実施するにあたり、本件施設が組合の構成市町が行う循環型社会の形成を推進する一施設であること、また、住民の理解を得たうえで運営されていることを十分自覚したうえで以下の業務要件を遵守し、適正な運転管理等に努めること。

#### (1) 廃棄物の適正処理・処分

受託者は、本件施設の基本性能を発揮させ、本件施設に搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。

#### (2) 適正な運転管理

受託者は、本件施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運転管理に努めること。

#### (3) 環境の保全

受託者は、廃棄物の処理にあたり、地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

- ア 公害防止への配慮
- イ リサイクルの積極的な推進
- ウ 省エネルギー対策の実践

#### (4) 安全の確保

受託者は、常に安全性を確保し、災害の発生時においても迅速な対応が行えるように運転管理を行うこと。

- ア 本件施設における安全性の確保
- イ 二次災害の発生防止
- ウ 災害による大量排出ごみに対する適正処理への協力

#### (5) 経済性への配慮

受託者は、本件施設の運転管理を効率的かつ効果的に行えるよう配慮すること。

- ア 長期的視野に立った運転管理計画の確立
- イ 運転管理体制の効率的な運用

#### (6) 適切な業務計画の立案

受託者は、安定した業務の継続が図られるよう適切な業務計画を立案すること。

- ア 事業期間にわたり安定した収支計画の作成・実施
- イ 適切なリスク管理計画の作成・実施
- ウ 安定継続のための信用補完手段の確保

## 2.2 要求水準書の遵守

受託者は、事業期間中にわたり、要求水準書、委託契約書、技術提案書等に記載される要件を遵守すること。

## 2.3 関係法令等の遵守

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令の例は以下のとおりである。

表1-2-1 主な関係法令（例）

| 法令等                   |                                    |
|-----------------------|------------------------------------|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律      | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法    |
| 都市計画法                 | ごみ処理施設性能指針                         |
| 建築基準法                 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 |
| 建設業法                  | 特定化学物質等障害予防規則                      |
| 消防法                   | 有機溶剤中毒予防規則                         |
| 道路法                   | 酸素欠乏症等防止規則                         |
| 道路交通法                 | 電気設備に関する技術基準                       |
| 水道法                   | 電気工作物の溶接に関する技術基準                   |
| 環境基本法                 | クレーン等安全規則                          |
| ダイオキシン類対策特別措置法        | クレーン構造規格                           |
| 大気汚染防止法               | クレーン過負荷防止装置構造規格                    |
| 水質汚濁防止法               | 電気機械器具防爆構想規格                       |
| 騒音規制法                 | 溶接技術検定基準（JISZ3801）                 |
| 振動規制法                 | 圧力容器構造規格                           |
| 悪臭防止法                 | 日本工業規格（JIS）                        |
| 労働基準法                 | 日本農林規格（JAS）                        |
| 労働安全衛生法               | 電気規格調査会標準規格（JEC）                   |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 日本電気工業会標準規格（JEM）                   |
| 航空法                   | 電線技術委員会標準規格（JCS）                   |
| 電波法                   | 日本油圧工業会規格（JOHS）                    |
| 有線電気通信法               | 内線規程                               |
| 電気事業法                 | 電気供給規程                             |
| 電気工事士法                | ゴンドラ安全規則                           |
| 電気用品安全法               | 特定フロンの排出抑制・使用合理化指針                 |
| 計量法                   | 佐賀県、伊万里市及び組合の条例・規則等                |
| 事務所衛生基準規則             | その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等            |
| 危険物の規制に関する規則・政令       |                                    |
| 毒物及び劇物取締法             |                                    |
| 地方自治法                 |                                    |

## 2.4 環境影響評価書の遵守

受託者は、「一般廃棄物処理施設整備に伴う環境影響評価書（平成24年4月、佐賀県西部広域環境組合）」（以下「環境影響評価書」という。）を遵守すること。また、組合が実施する事後評価又は受託者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

## 2.5 環境保全協定書の遵守

受託者は、組合が松浦町広域ごみ処理施設建設対策協議会と締結した「佐賀県西部広域環境組合広域ごみ処理施設の建設及び操業に関する環境保全協定書」（以下、「環境保全協定書」という。）を遵守すること。



## 2.6 組合及び官公署等の指導等

受託者は、組合及び官公署等の指導等に従うこと。

## 2.7 官公署等への申請

受託者は、組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を提出すること。なお、運転管理等に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

## 2.8 組合及び官公署等への報告

受託者は、本件施設の運転管理等に関して、組合及び官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、官公署等からの報告、記録、資料提供等の要求については組合の指示に基づき対応すること。

## 2.9 組合への報告・協力

- (1) 受託者は、施設の運転管理等に関して、組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- (2) 受託者の定期的な報告は、「第10章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第2章 第4節 防災管理体制の整備」に基づくこと。

## 2.10 組合による検査等

組合が受託者の運転や設備の点検等を含む運転管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、受託者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

## 2.11 関連行事等への協力

受託者は、本件事業用地内及び周辺で組合等が行う行事等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

## 2.12 許認可等の取得

受託者は、運転準備期間に本件事業を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

## 2.13 基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、本件施設がその設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。

受託者は、適切な運転管理等により本件施設の基本性能を発揮すること。

## 2.14 本業務の実施

本業務については、受託者自らが主体的に実施することとし、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる業務（本件施設の運転管理、用役管理等をいう。）を除く業務については、受託者があらかじめ書面により、当該業務の一部について、第三者に委託し、又請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 2.15 保険

受託者は事業期間中、必要と考えられる保険に加入すること。保険金額等については、受託者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

## 2.16 公害防止基準

本件施設の公害防止基準は、以下のとおりである。ただし、以下を踏まえ、技術提案書により公害防止基準を上回った保証値を設定した場合には、これを本件施設の公害防止基準とする。

### (1) 排ガス基準（エネルギー回収推進施設）

表1-2-2 排ガス基準

| 項目      | 基準値   |
|---------|---|
| ばいじん    | 0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算)                                   |
| 硫黄酸化物   | 50 ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算)  |
| 塩化水素    | 50 ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算)  |
| 窒素酸化物   | 100 ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算)   |
| ダイオキシン類 | 0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算)                               |
| 一酸化炭素   | 平均 30 ppm 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算の4時間平均値)<br>最大値 100 ppm 未満 (O <sub>2</sub> 12%換算) |

### (2) 粉じん基準（マテリアルリサイクル推進施設）

表1-2-3 粉じん基準

| 項目         | 基準値  |
|------------|--|
| 排気口出口粉じん濃度 | 0.1 g/m <sup>3</sup> N 以下 (O <sub>2</sub> 12%換算) |

### (3) 排水基準（本件施設）

#### ア プラント系排水及び洗車排水

プラント系排水及び洗車排水は、排水処理設備で処理後、場内で再利用するクローズドシステムとし、場外には放流しないものとする。

#### イ 生活系排水

生活系排水は合併処理浄化槽で処理し河川放流する。放流基準は以下のとおりとする。

表1-2-4 放流基準

#### ■生活環境項目

| 項目               | 単位   | 放流基準          |
|------------------|------|---------------|
| 水素イオン濃度          | pH   | 5.8 以上 8.6 以下 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | mg/L | 20 以下         |
| 化学的酸素要求量 (COD)   | mg/L | 30 以下         |
| 浮遊物質 (SS)        | mg/L | 10 以下         |
| ヘキサン抽出物          |      |               |

|            |                   |                  |
|------------|-------------------|------------------|
| 鉱油類含有量     | mg/L              | 5 以下             |
| 動植物油脂類含有量  | mg/L              | 30 以下            |
| フェノール類含有量  | mg/L              | 5 以下             |
| 銅含有量       | mg/L              | 3 以下             |
| 亜鉛含有量      | mg/L              | 5 以下             |
| 溶解性マンガン含有量 | mg/L              | 10 以下            |
| 溶解性鉄含有量    | mg/L              | 10 以下            |
| クロム含有量     | mg/L              | 2 以下             |
| 大腸菌群数      | 個/cm <sup>3</sup> | 日間平均 3,000 以下    |
| 窒素含有量      | mg/L              | 120 (日間平均 60) 以下 |
| りん含有量      | mg/L              | 16 (日間平均 8) 以下   |
| 透視度        | —                 | 30 以上            |

■有害項目

| 項目                  | 単位       | 放流基準     |
|---------------------|----------|----------|
| カドミウム及びその化合物        | mg/L     | 0.1 以下   |
| シアン化合物              | mg/L     | 1 以下     |
| 有機りん化合物             | mg/L     | 1 以下     |
| 鉛及びその化合物            | mg/L     | 0.1 以下   |
| 六価クロム化合物            | mg/L     | 0.5 以下   |
| ひ素及びその化合物           | mg/L     | 0.1 以下   |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | mg/L     | 0.005 以下 |
| アルキル水銀化合物           | mg/L     | 検出されないこと |
| PCB                 | mg/L     | 0.003 以下 |
| トリクロロエチレン           | mg/L     | 0.3 以下   |
| テトラクロロエチレン          | mg/L     | 0.1 以下   |
| ジクロロメタン             | mg/L     | 0.2 以下   |
| 四塩化炭素               | mg/L     | 0.02 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン         | mg/L     | 0.04 以下  |
| 1,1-ジフルオロエチレン       | mg/L     | 0.2 以下   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン     | mg/L     | 0.4 以下   |
| 1,1,1-トリフルオロエタン     | mg/L     | 3 以下     |
| 1,1,2-トリフルオロエタン     | mg/L     | 0.06 以下  |
| 1,3-ジクロロプロペン        | mg/L     | 0.02 以下  |
| チウラム                | mg/L     | 0.06 以下  |
| シマジン                | mg/L     | 0.03 以下  |
| チオペンカルブ             | mg/L     | 0.2 以下   |
| ベンゼン                | mg/L     | 0.1 以下   |
| セレン及びその化合物          | mg/L     | 0.1 以下   |
| ふっ素含有量              | mg/L     | 8 以下     |
| ダイオキシン類             | Pg-TEQ/L | 10 以下    |

(4) 騒音基準（本件施設）

敷地境界線上で下記の基準値以下とする。

表1-2-5 騒音基準

| 昼間<br>午前8時～午後7時 | 朝夕<br>朝：午前6時～午前8時<br>夕：午後7時～午後11時 | 夜間<br>午後11時～翌朝午前6時 |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------|
| 60 dB(A) 以下     | 50 dB(A) 以下                       | 50 dB(A) 以下        |

(5) 振動基準（本件施設）

敷地境界線上で下記の基準値以下とする。

表1-2-6 振動基準

| 昼間<br>午前8時～午後7時 | 夜間<br>午後7時～翌朝午前8時 |
|-----------------|-------------------|
| 65 dB 以下        | 60 dB 以下          |

(6) 悪臭基準（本件施設）

敷地境界線において以下の基準値以下とする。

臭気強度 2.5 以下

(7) 作業空間ダイオキシン類濃度基準（本件施設）

溶融炉、燃焼室、溶融飛灰処理設備及び排ガス処理設備等周辺の作業場は、空気環境の保全を確保するため、ダイオキシン類の濃度を 2.5pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下とする。

(8) 処理生成物基準（エネルギー回収推進施設）

ア 溶融飛灰処理物の基準

表1-2-7 溶融飛灰処理物の溶出基準値

| 項目      | 溶出基準値         |
|---------|---------------|
| カドミウム   | 0.1 mg/L 以下   |
| 鉛       | 0.3 mg/L 以下   |
| 六価クロム   | 1.5 mg/L 以下   |
| 砒素      | 0.3 mg/L 以下   |
| 総水銀     | 0.005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀  | 検出されないこと      |
| セレン     | 0.3 mg/L 以下   |
| ダイオキシン類 | 3 ng-TEQ/g 以下 |

表1-2-8 溶融飛灰処理物の含有量基準

| 項目      | 基準値（含有量基準）    |
|---------|---------------|
| ダイオキシン類 | 3 ng-TEQ/g 以下 |

## イ 溶融スラグの基準

溶融スラグは、以下に示す有害物質溶出基準、有害物質含有量基準を満たすものとする。また、溶融スラグに係る化学成分、物理的性質、反応性、粒度は「コンクリート用溶融スラグ細骨材基準（JIS A5031）」及び「道路用溶融スラグ骨材基準（JIS A5032）」に合致するものとする。また粒度範囲は規定された範囲で再資源化に適したものとする。

表1-2-9 溶融スラグの有害物質溶出基準

| 項目    | 溶出基準値          |
|-------|----------------|
| カドミウム | 0.01 mg/L 以下   |
| 鉛     | 0.01 mg/L 以下   |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下   |
| 砒素    | 0.01 mg/L 以下   |
| 総水銀   | 0.0005 mg/L 以下 |
| セレン   | 0.01 mg/L 以下   |
| フッ素   | 0.8 mg/L 以下    |
| ホウ素   | 1.0 mg/L 以下    |

表1-2-10 溶融スラグの有害物質含有量基準

| 項目    | 含有量基準値         |
|-------|----------------|
| カドミウム | 150 mg/kg 以下   |
| 鉛     | 150 mg/kg 以下   |
| 六価クロム | 250 mg/kg 以下   |
| 砒素    | 150 mg/kg 以下   |
| 総水銀   | 15 mg/kg 以下    |
| セレン   | 150 mg/kg 以下   |
| フッ素   | 4,000 mg/kg 以下 |
| ホウ素   | 4,000 mg/kg 以下 |

## 2.17 用役条件

本件施設における用役条件は、以下のとおりである。

### (1) 給排水

給水については、プラント用水は上水及び再利用水、生活用水は上水とする。

排水については、プラント系排水は、クローズドシステム（全休炉期間中に発生するプラント系排水については、全量貯留し、再稼働後に処理・再利用する）とする。生活系排水は、合併処理浄化槽にて処理後、河川放流とする。雨水は場内での雨水利用を図るものとし、利用水以外の余水については、雨水調整池を介して河川放流する。

### (2) 電力

契約種別 : 産業用電力A

契約電力 : 1,350KW

供給方式・電圧：三相 3 線式・6,600V

(3) 燃料

- ア 助燃バーナー                   A 重油
- イ 非常用発電機                A 重油（ディーゼルエンジン）

(4) 電話

受託者用回線は、必要分を受託者が電話会社と新規契約すること。

2.18 車両条件

本件施設の敷地内を走行する車両は、以下を基本とする。

(1) 搬入車両

- ア ごみ収集車                   2 t、4 t、10 t 車（可燃ごみ：パッカー車等、不燃ごみ・粗大ごみ：平ボディ車、ダンプ車等）
- イ 直接搬入車                 2 t、4 t、10t 車（平ボディ車、ダンプ車、パッカー車等）
- ウ 一般持込車                 乗用車等
- エ 薬品類等搬入車           10 t 車等

(2) 搬出車両

- ア 溶融飛灰処理物運搬車   7 t アームロール車（有田町）
- イ 処理不適物運搬車       7 t アームロール車（有田町）
- ウ 溶融スラグ運搬車       10 t 車（ダンプ車等）
- エ 資源化物搬出車          4 t、10 t 車（ダンプ車等）

2.19 本件施設における施工企業の所掌範囲

「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設建設工事発注仕様書 エネルギー回収推進施設」（以下「発注仕様書（エネルギー回収推進施設）」という。）及び「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設建設工事発注仕様書 マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）」（以下「発注仕様書（マテリアルリサイクル推進施設）」という。）で規定している施工企業の所掌範囲は、表 1-2-10、表 1-2-11 の表のとおりであり、本件事業における受託者の業務範囲外となる。受託者は、これらの範囲に留意し、本業務を実施すること。また、受託者は、本業務の遂行において表 1-2-10 又は表 1-2-11 に示す範囲に抵触する内容を発見した場合には、速やかに組合に報告するとともに、書面にて詳細を取りまとめ、組合と協議を行うこと。

表1-2-11 発注仕様書における施工企業の所掌範囲（エネルギー回収推進施設）

| No. | 項目       | 発注仕様書における記載内容  | 備考                                     |
|-----|----------|--|--|
| 1   | 予備品及び消耗品 | ・予備品及び消耗品の納入数量は、正式引渡しの日からかし担保期間内において、寿命による交換が必要になることを、受注者が判断して決定した数量とする。なお、予備品及び消耗品の数量及び納入方法については、実施設計時に協議するものとする。ただし、原則として、正式引渡しの時点で消耗品については1年分、予備品については必要数量を納入する | 発注仕様書<br>エネルギー回収<br>推進施設（修正<br>版）P. 35 |

| No. | 項目         | 発注仕様書における記載内容   | 備考                                     |
|-----|------------|---|--|
|     |            | <p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かし担保期間中に予備品を交換した場合は、都度、受注者の負担で再度予備品として必要量を納入すること。</li> </ul>   |  |
| 2   | 設計のかし担保    | <p>① 引渡し後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議のもとに受注者が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は受注者負担とする。</p> <p>② 性能確認試験の結果、受注者のかしに起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善すること。</p> <p>③ 設計のかし担保期間は引き渡しを受けた日から10年間とする。</p>   | 発注仕様書<br>エネルギー回収<br>推進施設(修正<br>版) P.22 |
| 3   | 施工のかし担保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かし担保期間は、引き渡しを受けた日から、次に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は10年とする。</li> <li>① プラント工事関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント工事関係のかし担保期間は原則として、下記を除き可動部については引渡し後【2】年間、その他の部分については引渡し後【3】年間とする。ただし、発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。</li> <li>(ア) 廃熱ボイラ用過熱器 5年保証</li> <li>(イ) 集じん器用ろ布 5年保証</li> <li>(ウ) 脱硝反応塔用触媒 5年保証</li> </ul> </li> <li>② 建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事関係のかし担保期間は原則として引渡し後【3】年間とする。発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。</li> <li>・ただし、防水工事等については「建築工事共通仕様書(最新版)」を基本とし、下記のとおりとする。また、保証年数を明記した保証書を提出すること。</li> <li>(ア) アスファルト防水 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア コンクリート(モルタル)保護アスファルト防水 10年保証</li> <li>イ 断熱アスファルト防水 10年保証</li> <li>ウ 露出アスファルト防水 10年保証</li> <li>エ 浴室アスファルト防水 10年保証</li> </ul> </li> <li>(イ) 塗膜防水 5年保証</li> <li>(ウ) モルタル防水 5年保証</li> <li>(エ) く体防水 5年保証</li> <li>(オ) 合成高分子ルーフィング防水 10年保証</li> <li>(カ) 仕上塗材吹き付け 5年保証</li> <li>(キ) シーリング材 5年保証</li> <li>(ク) 水槽防食 5年保証</li> </ul> </li> </ul> | 発注仕様書<br>エネルギー回収<br>推進施設(修正<br>版) P.22 |
| 4   | 定期点検整備補修工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工のかし担保期間中、受注者は施設及び設備全般について定期点検整備補修工事を受注者の負担で実施すること。定期点検整備補修工事の内容は、あらかじめ工事仕様を発注者に提出し、承諾を得るものとする。</li> <li>・ただし、法定点検の受検費用は発注者の負担とする。なお、これらの作業は、発注者の計画に従って行う。</li> </ul>  | 発注仕様書<br>エネルギー回収<br>推進施設(修正<br>版) P.23 |
| 5   | かし検査       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対しかし検査を行わせることができるものとする。受注者は発注者と協議したうえで、かし検査を実施しその結果を報告すること。かし検査にかか</li> </ul>   | 発注仕様書<br>エネルギー回収<br>推進施設(修正            |

| No. | 項目       | 発注仕様書における記載内容   | 備考                              |
|-----|----------|---|---------------------------------|
|     |          | る費用は受注者の負担とする。かし検査によるかしの判定は、かし担保確認要領書により行うものとする。本検査でかしと認められる部分については受注者の責任において改善、補修すること。   | 版) P. 23                        |
| 6   | かしの改善、補修 | (1) かし担保<br><ul style="list-style-type: none"> <li>かし担保期間中に生じたかしは、発注者の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。</li> </ul> (2) かし判定に要する経費<br><ul style="list-style-type: none"> <li>かし担保期間中のかし判定に要する経費は受注者の負担とする。</li> </ul> | 発注仕様書<br>エネルギー回収推進施設(修正版) P. 27 |

表1-2-12 発注仕様書における施工企業の所掌範囲（マテリアルリサイクル推進施設）

| No. | 項目       | 発注仕様書における記載内容  | 備考   |
|-----|----------|--|--|
| 1   | 予備品及び消耗品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>予備品及び消耗品の納入数量は、正式引渡の日からかし担保期間内において、寿命による交換が必要になることを、受注者が判断して決定した数量とする。なお、予備品及び消耗品の数量及び納入方法については、実施設計時に協議するものとする。ただし、原則として、正式引渡しの時点で消耗品については1年分、予備品については必要数量を納入すること。</li> <li>かし担保期間中に予備品を交換した場合は、都度、受注者の負担で再度予備品として必要量を納入すること。</li> </ul>   | 発注仕様書<br>マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)(修正版) P. 30 |
| 2   | 設計のかし担保  | <p>① 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議のもとに受注者が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は受注者負担とする。</p> <p>② 性能確認試験の結果、受注者のかしに起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善すること。</p> <p>③ 設計のかし担保期間は引き渡しを受けた日から10年間とする。</p>   | 発注仕様書<br>マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)(修正版) P. 20 |
| 3   | 施工のかし担保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>かし担保期間は、引き渡しを受けた日から、次に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は10年とする。</li> <li>① プラント工事関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>プラント工事関係のかし担保期間は原則として、可動部は引き渡し後【2】年間、その他の部分については引渡後【3】年間とする。ただし、発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。</li> </ul> </li> <li>② 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事関係のかし担保期間は原則として引渡後【3】年間とする。発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。</li> <li>ただし、防水工事等については「建築工事共通仕様書(最新版)」を基本とし、下記のとおりとする。また、保証年数を明記した保証書を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)アスファルト防水 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア コンクリート(モルタル)保護アスファルト防水 10年保証</li> <li>イ 断熱アスファルト防水 10年保証</li> <li>ウ 露出アスファルト防水 10年保証</li> <li>エ 浴室アスファルト防水 10年保証</li> </ul> </li> <li>(イ)塗膜防水 5年保証</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> | 発注仕様書<br>マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)(修正版) P. 20 |



| No. | 項目         | 発注仕様書における記載内容  | 備考  |
|-----|------------|--|---|
|     |            | (ウ)モルタル防水 5年保証<br>(エ)く体防水 5年保証<br>(オ)合成高分子ルーフィング防水 10年保証<br>(カ)仕上塗材吹き付け 5年保証<br>(キ)シーリング材 5年保証   |   |
| 4   | 定期点検整備補修工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工のかし担保期間中、受注者は施設及び設備全般について定期点検整備補修工事を受注者の負担で実施すること。定期点検整備補修工事の内容は、あらかじめ工事仕様を発注者に提出し、承諾を得るものとする。</li> <li>・ただし、法定点検の受検費用は発注者の負担とする。なお、これらの作業は、発注者の計画に従って行う。</li> </ul>                             | 発注仕様書<br>マテリアルリサイクル推進施設<br>(粗大ごみ処理施設)(修正版)<br>P. 21 |
| 5   | かし検査       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対しかし検査を行わせることができるものとする。受注者は発注者と協議したうえで、かし検査を実施しその結果を報告すること。かし検査にかかる費用は受注者の負担とする。かし検査によるかしの判定は、かし担保確認要領書により行うものとする。本検査でかしと認められる部分については受注者の責任において改善、補修すること。</li> </ul> | 発注仕様書<br>マテリアルリサイクル推進施設<br>(粗大ごみ処理施設)(修正版)<br>P. 21 |
| 6   | かしの改善、補修   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) かし担保</li> <li>・かし担保期間中に生じたかしは、発注者の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。</li> <li>(2) かし判定に要する経費</li> <li>・かし担保期間中のかし判定に要する経費は受注者の負担とする。</li> </ul>                         | 発注仕様書<br>マテリアルリサイクル推進施設<br>(粗大ごみ処理施設)(修正版)<br>P. 22 |

## 2.20 車両・重機等

本件事業において必要な車両・重機等は、受託者自らの責任において調達し、本件施設の運転管理等に支障のないものを使用すること

## 2.21 災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す年間処理量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、受託者は、組合に協力すること。

### 第3節 対象施設及び処理対象物

#### 3.1 対象施設

本業務の対象施設は、本要求水準書において別段の定めがある場合を除き、本件施設の全ての施設・設備とする。

#### 3.2 処理対象物

##### (1) エネルギー回収推進施設

##### ア 処理対象物及び処理対象量

エネルギー回収推進施設の処理対象物及び年度別計画処理量は、以下のとおりである。

表1-3-1 処理対象物（エネルギー回収推進施設）

| ごみの分別区分  | 内容   |
|----------|--|
| 可燃ごみ     | 一般ごみ（生ごみ、再生できない紙くず、汚れた食品の袋、衣類・布類、木くず・木製品、小型家具及びプラスチック類等）       |
| 粗大ごみ処理残渣 | 可燃性粗大ごみ（木質系家具、畳、じゅうたん、マットレス、布団等）<br>マテリアルリサイクル推進施設からの処理残さ、選別残さ |

表1-3-2 年度別計画処理量（エネルギー回収推進施設）

| 処理対象物      | H27年度<br>(3ヶ月) | H28年度  | H29年度  | H30年度  |
|------------|----------------|--------|--------|--------|
| 家庭系可燃ごみ    | 9,236          | 36,497 | 36,045 | 35,591 |
| 事業系可燃ごみ    | 3,209          | 12,745 | 12,649 | 12,551 |
| 粗大ごみ処理施設残渣 | 726            | 2,878  | 2,848  | 2,819  |
| 合計         | 13,171         | 52,120 | 51,542 | 50,961 |

##### イ 計画ごみ質

エネルギー回収推進施設の計画ごみ質は、以下のとおりである。

表1-3-3 計画ごみ質（エネルギー回収推進施設）

| 項目         |       | ごみ質 | 単位               | 低質ごみ  | 基準ごみ  | 高質ごみ   |
|------------|-------|-----|------------------|-------|-------|--------|
| 三成分        | 可燃分   | %   |                  | 33.1  | 46.4  | 52.3   |
|            | 水分    | %   |                  | 60.1  | 44.9  | 37.7   |
|            | 灰分    | %   |                  | 6.8   | 8.7   | 10.0   |
| 低位発熱量      |       |     | kJ/kg            | 5,300 | 9,100 | 11,500 |
| 単位容積       |       |     | t/m <sup>3</sup> | 0.30  | 0.20  | 0.16   |
| 元素成分<br>w% | 炭素 C  | %   |                  |       | 55.63 |        |
|            | 水素 H  | %   |                  |       | 7.68  |        |
|            | 酸素 O  | %   |                  |       | 1.71  |        |
|            | 窒素 N  | %   |                  |       | 34.16 |        |
|            | 硫黄 S  | %   |                  |       | 0.06  |        |
|            | 塩素 Cl | %   |                  |       | 0.76  |        |

#### ウ 計画残渣（溶融飛灰処理物）発生量

処理量に対して約 3.5%

### (2) マテリアルリサイクル推進施設施設

#### ア 処理対象物及び処理対象量

マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物及び年度別計画処理量は、以下のとおりである。

表1-3-4 処理対象物（マテリアルリサイクル推進施設）

| ごみの分別区分 | 内容                   |
|---------|----------------------|
| 不燃ごみ    | 掃除機等の小型の家電、陶器、ガラス等   |
| 粗大ごみ    | 大型家具（鏡台、ソファ等）、オーディオ等 |

表1-3-5 処理対象物及び年度別計画処理量（マテリアルリサイクル推進施設）

| 処理対象物   | H27年度<br>(3ヶ月) | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|---------|----------------|-------|-------|-------|
| 不燃ごみ    | 475            | 1,877 | 1,851 | 1,827 |
| 家庭系不燃ごみ | 406            | 1,605 | 1,584 | 1,564 |
| 事業系不燃ごみ | 69             | 272   | 267   | 263   |
| 粗大ごみ    | 506            | 2,012 | 1,998 | 1,982 |
| 家庭系粗大ごみ | 412            | 1,639 | 1,628 | 1,615 |
| 事業系粗大ごみ | 94             | 373   | 370   | 367   |
| 合計      | 981            | 3,889 | 3,849 | 3,809 |

#### イ 計画資源化率

処理量に対して約 26.2%

## 第4節 運転管理等業務条件

### 4.1 本業務の指針となる図書の優先順位

本業務は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 委託契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 技術提案書
- (4) その他組合の指示するもの

※ 質問回答書において、上記図書の解釈等について言及されている場合は、該当箇所につき、上記図書に優先する。

### 4.2 提出書類の変更

事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、受託者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うこと。

#### 4.3 要求水準書記載事項

##### (1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本業務における基本的内容について定めたものであり、これを上回って本業務を実施することを妨げるものではない。また、要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運転管理等のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

##### (2) 参考図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受託者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本件施設の運転管理等のために必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

##### (3) 契約金額の変更

上記 (1) 及び (2) の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

### 第5節 事業期間終了時の取扱い

#### 5.1 事業期間終了時の機能検査

(1) 組合は、事業期間終了後も施設を継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を実施する。

(2) 当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は事業期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して使用することに支障がある場合において、その支障が受託者に起因する場合には、受託者は、自らの費用負担において必要な補修等を実施すること。

ア本件施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている（本件施設が「第1章第2節2.12 基本性能」を満たしていることを指す。）。

イ建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

ウ外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

なお、ここで「継続して使用する」とは、事業期間満了後の運転を担当する者（または組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することが可能なことをいう。

(3) 事業期間終了後、継続して組合が施設を運転するなかで、本件施設の運転等に不具合等が発生した場合、受託者は不具合等への改善に対して協力を行うこと。

#### 5.2 事業期間終了後の運営方法の検討

(1) 組合は、本件施設の供用開始後から、事業期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。受託者は、組合の検討に協力すること。

(2) 組合が、事業期間終了後の本件施設の運転を自ら実施するか、またはこれについて公募などの方法により新たな事業者を選定する場合、受託者は次の事項に関して協力する。

ア新たな事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する受託者が所有する資料の開示  
イ新たな事業者による本件施設及び運転管理等の状況の視察

ウ 運転期間中の引継ぎ業務（最長 3 ヶ月程度）

エ その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援

(3) 運転期間終了時には、本件施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たしたうえで、引き渡すこと。また、予備品や消耗品などについては、6 ヶ月間使用できる量を補充したうえで、引き渡すこと。

(4) 組合が運転期間終了後の本件施設の運転管理等を公募に供することが適切でないと判断した場合、本件施設の運転の継続に関して、次に示す協議に応じること。

ア (1)の検討の結果、包括的運転管理等委託業務の再契約が望ましいとなった場合は、組合と受託者は、本業務の再契約について協議を開始する。事業期間終了日の 12 ヶ月前までに、組合と受託者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務の再契約に向けた手続きを開始する。

イ 本業務の再契約に係る協議において、組合と受託者の合意が、事業期間終了日の 12 ヶ月前までに成立しない場合は、事業期間終了日をもって、本件事業は終了する。

(5) 組合が受託者と事業期間終了後の運転の再契約について協議する場合、事業期間終了後の包括的運転管理等委託業務に関する委託料は、事業期間中の委託料に基づいて決定する。このために、事業期間中の次の事項に関する費用明細及び事業期間終了翌年度の諸実施計画を速やかに提出すること。

ア 人件費

イ 運転経費

ウ 用役費

エ 事業期間中の事業収支

オ その他必要な経費

## 第2章 運転・維持管理体制

### 第1節 組織計画の作成及び人員の配置

受託者は、本業務にかかる実施体制について、以下により適切な組織構成による全体及び施設別の組織計画を作成し報告すること。

- (1) 受託者は、運転準備期間に施工企業から運転教育を受ける人員を予め確保すること。
- (2) 受託者は、本件施設の運転管理等を適正に行うための人員確保、配置を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、全連続燃焼式エネルギー回収推進施設（発電設備を有する施設に限る。）の総括責任者としての経験を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- (5) (4)における有資格者については、本件施設における電気事業法上の主任技術者に選任する。
- (6) 受託者は、その他本業務を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

表2-1-1 必要有資格者（参考）※1

| 資格の種類                                     | 主な業務内容   |
|---|--|
| 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理士、破碎・リサイクル施設技術管理士） | 維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する従業員の監督（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設） |
| 安全衛生推進者※2                                 | 事業場の衛生全般及び安全全般に係る管理（常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場）                  |
| 防火管理者                                     | 施設の防火に関する管理者   |
| 酸素欠乏危険作業主任者                               | 酸素欠乏危険場所で作業する場合、従業員の酸素欠乏症を防止する                                 |
| 危険物保安監督者・危険物取扱者                           | 危険物取扱作業の関する保安・監督   |
| エネルギー管理士                                  | エネルギーの使用の合理化に関して、設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他の管理               |
| 第1種圧力容器取扱作業主任者                            | 第1・2種圧力容器の取扱作業   |
| 第3種電気主任技術者                                | 電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督  |
| クレーン・デリック運転士                              | クレーン及びデリックの運転  |
| 特定化学物質作業主任者                               | 特定化学物質による汚染防止の指揮・監督  |

※1 その他本業務を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※2 提案内容により、適切な管理者を配置すること。

※3 ボイラー・タービン主任技術者は、組合に配置する。

### 第2節 業務計画書等の作成、提出、報告

#### 2.1 運転準備期間計画書の作成

受託者は、契約締結後、速やかに運転準備期間計画書を作成し、組合の承諾を得ること。運転準備期間計画書には、運転準備期間中の体制、計画工程表、運転教育計画、各作業計画、安全管理、環境対策、緊急連絡体制表等を記載すること。

なお、本計画書作成にあたっては、組合及び施工企業等との調整を十分行うこと。

## 2.2 業務計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、要求水準書及び技術提案書に基づき、業務の概要、運転実施体制、施設の運転管理等に係る各業務計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

業務計画書は、毎年度更新し、組合に提出すること。またこれ以外にも、施設の運転管理等を行う中で必要な見直しを行うこと。なお、業務計画書の変更を行う場合は、組合の承諾を得ること。

表2-2-1 業務計画書に含むべき内容（参考）

| 業務名      | 内容   |
|----------|--|
| 全般       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の概要</li> <li>・業務実施体制</li> </ul>  |
| 受入管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入管理体制表</li> <li>・受入管理計画</li> </ul>  |
| 運転管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理体制表</li> <li>・月間運転計画、年間運転計画</li> <li>・調達計画</li> <li>・運転管理マニュアル</li> <li>・機器故障時の対応マニュアル</li> <li>・運転管理記録様式</li> <li>・日報、月報、年報様式</li> </ul>  |
| 用役管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・用役調達管理計画（用役の種類、調達量、管理方法等を記載）</li> <li>・用役使用量の削減計画</li> </ul>   |
| 維持管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制表</li> <li>・点検・検査計画</li> </ul>   |
| 環境管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全基準</li> <li>・環境保全計画</li> <li>・作業環境基準</li> <li>・作業環境管理計画</li> </ul>   |
| 資源化物管理業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化物管理計画（資源化物の品質確保、搬出量の管理方法等を記載）</li> </ul>  |
| 余熱利用業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱利用計画</li> </ul>  |
| 情報管理業務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理計画</li> <li>・各種報告書様式</li> <li>・各種報告書提出要領</li> </ul>  |
| その他関連業務等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃要領・体制</li> <li>・防火管理要領・体制</li> <li>・緊急対応マニュアル</li> <li>・自主防災組織体制表</li> <li>・防災訓練実施要領</li> <li>・事故報告書様式</li> <li>・施設警備防犯要領・体制</li> <li>・見学者対応要領・体制</li> <li>・住民対応要領・体制</li> <li>・安全衛生管理体制</li> <li>・安全作業マニュアル</li> <li>・運転教育計画</li> <li>・その他（提案事業を実施する場合は、提案事業実施計画を含む）</li> </ul> |

### 2.3 業務報告書の提出

受託者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、組合に提出すること。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、組合との協議により定めるものとする。

受託者は、上述の業務報告書のほか、各種の日報、点検記録、報告書等を作成し、受託者の事業所内に事業期間にわたって保管しなければならない。

受託者は、組合の要請があるときは、それらの日報、点検記録、報告書等を組合の閲覧または謄写に供しなければならない。

### 第3節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 受託者は、整備した安全衛生管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (3) 受託者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 受託者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事する労働者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 受託者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）（以下、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等組合が定める者の同席を要すること。
- (6) 受託者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 受託者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。また、安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (8) 受託者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (9) 受託者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (10) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について組合に報告すること。
- (11) 受託者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催にあたっては、事前に組合に連絡すること。
- (13) 受託者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。



#### 第4節 防災管理体制の整備

- (1) 受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- (2) 受託者は、整備した防災管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (3) 受託者は、日常点検等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議の上、本件施設の改善を行うこと。特に、ごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。
- (4) 受託者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時見直しを行うこと。
- (6) 受託者は、地震、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (7) 受託者は、整備した自主防災組織について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 受託者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果は、組合へ報告書として提出すること。
- (9) 受託者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。
- (10) 組合は、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」に基づき地震、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、従業員の労働災害などが発生した場合の構成市町村等との相互支援を実施することがある。受託者は、この場合の対応について組合に協力すること。

#### 第5節 施設保安体制の整備

- (1) 受託者は、本件施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 受託者は、夜間、休日等、組合から要請があった場合には、本件施設への来訪者の対応を行うこと。

#### 第6節 連絡体制の整備

受託者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

## 第7節 雇用への配慮

- (1) 受託者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守したうえで、従業員を雇用すること。
- (2) 受託者は、本件施設の運転管理等にあたり、構成市町内及び松浦町での雇用確保に努めること。
- (3) 本業務は、運転管理上の業務経験を必要とするため、ごみ処理施設での業務経験者の雇用に配慮すること。
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第23号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）に留意し、軽作業業務には障がい者、高年齢者の採用に配慮すること。
- (5) 受託者が雇用する従業員については、施設の運転操作等の作業を習得できるよう、できる限り長期雇用契約すること。

## 第3章 受入管理業務

### 第1節 計量棟における受入管理

#### 1.1 受入管理

- (1) 受託者は、計量棟において、施設へ廃棄物、薬剤等副資材、資源化物、最終処分物等を搬入・搬出する車両を確認し、その記録等の管理を行うこと。
- (2) 受託者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。確認の結果、直接搬入ごみが基準を満たしていない場合は、これを受け入れてはならない。また、その旨を速やかに組合に報告すること。
- (3) 受託者は、計量設備において、計量が必要となる廃棄物、薬剤等副資材、資源化物、最終処分物等を搬入・搬出する車両の計量を行い、その記録を管理すること。
- (4) 受託者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示すること。
- (5) 受託者は、本件施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、ごみ処理手数料を組合が定める方法で、組合に代わり徴収すること。また、この際、搬入者の名前、所属等を確認し、組合に事後報告すること。
- (6) 受託者は、徴収したごみ処理手数料を組合が定める方法によって組合へ引き渡すこと。
- (7) 受託者は、営業日ごとにごみ処理手数料に係る書類を作成し、組合に提出すること。

#### 1.2 車両誘導・指示

受託者は、計量完了後、ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、車両誘導・指示すること。

#### 1.3 受付時間

- (1) 受付は、本件施設の休日である日曜日（毎月第2日曜日を除く）及び年始（1月1日～1月3日）を除いた日の以下の時間とする。  
ア直接搬入ごみの受付：午前9時から午後4時まで  
イア以外のごみの受付：午前9時から午後5時30分まで
- (2) (1)の受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

### 第2節 施設内における受入管理

#### 2.1 溶融処理対象物の受入管理

- (1) 受託者は、施設内に廃棄物が安全に搬入されるように、誘導員を配置し、プラットホーム及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受託者は、エネルギー回収推進施設に搬入される廃棄物について、処理不適物の混入防止に努めること。
- (3) 受託者は、搬入ごみに含まれる溶融処理不適物の検査をダンピングボックス等で実施し、その混入を防止すること。特に直接搬入者が搬入する廃棄物に対しては、十分な確認を行うこと。

- (4) 受託者は、溶融処理不適物を発見した場合、マテリアルリサイクル推進施設において処理可能な廃棄物を選別すること。
- (5) 受託者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。
- (6) 受託者は、搬入者に対し、搬入ごみの分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルが生じないよう十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- (7) 受託者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

## 2.2 粗大ごみ処理対象物の受入管理

- (1) 受託者は、施設内に廃棄物が安全に搬入されるように、誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受託者は、マテリアルリサイクル推進施設に搬入される廃棄物について、処理不適物の混入防止に努めること。
- (3) 受託者は、搬入ごみの荷降ろし時に分別等の適切な指示を行うこと。
- (4) 受託者は、フロンが含まれる廃棄物が搬入された場合には、選別し、フロン抜取作業を行うこと。
- (5) 受託者は、有害ごみについては本件施設へ搬入されないこととなっているため、受入を行わないこと。仮に、有害ごみが他の廃棄物に混入した場合は、その取り扱いについて組合の指示に従うこと。
- (6) 受託者は、粗大ごみとして搬入されたスプリングマットレスは、施設内で解体処理等を行い、金属回収すること。
- (7) 受託者は、搬入者に対し、搬入ごみの分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルが生じないよう、十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- (8) 受託者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して、定期的に行う受入ヤード内での搬入検査に対して協力すること。

## 第4章 運転管理業務

### 第1節 本件施設に係る運転管理（共通事項）

#### 1.1 本件施設の運転管理

受託者は、本件施設の各設備を適切に運転し、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準及び環境保全協定書等を遵守して、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済性に配慮した運転に努めること。特に、溶融炉について、原理及び構造等を十分把握したうえで、適切に運転管理すること。

#### 1.2 運転管理体制

受託者は、本件施設を適切に運転するために、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設のそれぞれについて、運転管理体制を整備し、組合に報告すること。また、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

#### 1.3 運転管理計画の作成

- (1) 受託者は、年度別の計画処理量に基づくとともに、組合が別途委託する維持管理業務における施設の点検、補修等を考慮して、各施設の年間運転管理計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること（対象年度の前年の10月末日まで）。
- (2) 受託者は、年間運転管理計画に基づき、各施設の月間運転管理計画を作成し、組合の承諾を得ること（対象月の前月の20日まで）。
- (3) 受託者は、作成した年間運転管理計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

#### 1.4 運転管理マニュアルの作成

- (1) 受託者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書等に基づき各施設の運転管理マニュアルを運転期間開始日の14日前までに作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (2) 運転管理マニュアルは、従業員の安全面に十分配慮したうえで作成すること。
- (3) 受託者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。
- (4) 運転管理マニュアルを作成、改善した際には、組合に提出すること。

#### 1.5 機器故障時の対応マニュアルの作成

- (1) 受託者は、施設の各機器が故障した場合に備え、機器故障時の対応マニュアルを施設ごとに作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、施設の各機器が故障した場合、機器故障時の対応マニュアルに基づいて適切な処置を実施すること。
- (3) 受託者は、機器故障時の対応マニュアルの内容を運転員に教育し、周知を図ること。
- (4) 受託者は、機器故障時の対応マニュアルの内容の変更を必要とするときは、事前に組合と協議し、変更した内容は、組合の承諾を得ること。

## 1.6 運転管理記録の作成

受託者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理記録等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を施設ごとに作成し、組合に報告すること。

## 1.7 備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画及び管理

- (1) 受託者は、各施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達計画書（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、組合の承諾を得ること。なお、調達の対象には、組合が使用する居室、会議室等を含む本件施設内の電球等の備品も含むものとする。
- (2) 受託者は、調達計画書に基づき、備品・什器・物品・予備品・消耗品の調達を行うこと。
- (3) 受託者は、作成した調達計画書を変更しようとする場合には、組合の承諾を得なければならない。
- (4) 調達計画書の作成期限、記載事項等の詳細は、組合との協議により決定する。
- (5) 受託者は、調達物を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (6) 受託者が使用する備品類（机・ロッカー等）は、必要となる時期（必要な時期とは、受託者が本業務において必要と考える時期であり、運転準備期間も含むものとする。）、受託者の負担で調達・購入するものとする。なお、事業期間終了時に、これら備品類の財産処分について、組合と協議するものとする。

## 1.8 工具、測定機器等の管理・更新

- (1) 本件施設の運転に必要な工具、測定機器等は、常時使用できるように適切に管理すること。なお、建設工事において施工企業が納入する工具等については、無償で貸与する。
- (2) 本件施設の運転に必要な工作機械、測定機器等について、新たに調達または更新の必要がある場合は、受託者において調達または更新すること。

## 1.9 安全衛生管理

- (1) 受託者は、安全衛生管理体制（労働者 50 名以上の場合は安全管理者・衛生管理者を置き、50 名未満の場合は安全衛生推進者を置くこと）に基づき、職場における従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 受託者は、各施設の標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、組合に提出すること。また、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 各施設の安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

## 第2節 エネルギー回収推進施設に係る運転管理

### 2.1 運転条件

受託者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適正に運転管理すること。

(1) 年度別計画処理量

「第1章 第3節 3.2 (1) ア 処理対象物及び処理対象量」を参照のこと。

(2) 計画ごみ質

「第1章 第3節 3.2 (1) イ 計画ごみ質」を参照のこと。

(3) 公害防止基準

「第1章 第2節 2.16 公害防止基準」を参照のこと。

(4) 用役条件

「第1章 第2節 2.17 用役条件」を参照のこと。

(5) 施設動線

ア場内の動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。

イ緊急時の動線については、組合と協議すること。

(6) 年間運転日数

搬入される処理対象物を滞りなく処理すること。運転日数は、原則として一炉あたり年間 280 日以上とする。ただし、操炉計画においては、偏った運転計画とはせず、効率的な運転に努めること。

(7) 運転時間

施設の運転時間は、24 時間／日とする。

(8) 計画残渣発生率

「第1章 第3節 3.2 (1) ウ 計画残渣（溶融飛灰処理物）発生量」を参照のこと。

## 2.2 処理対象物の受入

受託者は、搬入される処理対象物をごみピット等の受入設備において、受入可能である限り、受け入れること。なお、受入可能量を超えるおそれがある場合には、直ちにその旨を組合に報告し、組合の指示に従うこと。

## 2.3 搬入物の性状分析

受託者は、エネルギー回収推進施設に搬入されたごみの性状について、年 12 回以上（1 ヶ月に 1 回以上）分析・管理を行うこと。分析項目は、三成分、種類組成、元素組成、単位容積重量、低位発熱量等とする。

## 2.4 適正処理

- (1) 受託者は、関係法令、本件施設の公害防止基準及び環境保全協定書等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

- (2) 受託者は、エネルギー回収推進施設より排出される溶融スラグ、溶融飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準及び環境保全協定書等を満たすように適正に処理すること。

## 2.5 適正運転

受託者は、エネルギー回収推進施設の運転が、関係法令、公害防止基準及び環境保全協定書等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

## 2.6 日常点検等

- (1) 受託者は、毎日の他、週例、月例、随時等、必要項目を抽出した日常点検シートを作成し、日常点検を実施すること。日常点検の項目、方法等については、組合の承諾を得ること。なお、日常点検の点検内容（参考）は、表 4-2-1 のとおりである。
- (2) 受託者は、常に施設及び機器等の状況を把握し、状態の変化、故障等の未然防止を図ること。
- (3) 施設の運転管理を行うにあたり、日常点検により、設備・機器等の損傷等を発見した場合は、速やかに組合に報告し、組合の指示に従うこと。ただし、受託者は、必要があると認めるときは、臨機の措置をとるとともに、組合に遅滞なく報告すること。
- (4) 臨機の措置に伴う費用負担については、組合と受託者で協議を行う。なお、この協議には、必要に応じて施工企業及び組合が別途委託する維持管理業務の受託者（以下、「維持管理業務受託者」という。）を含めるものとする。

表4-2-1 日常点検の点検内容（参考）

| 項目   | 点検内容                          | 作業内容       |
|------|-------------------------------|------------|
| 日常点検 | 点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。 | 点検・補修・清掃作業 |

## 2.7 保守管理

- (1) 受託者は、軽微な修理、調整、交換及び補充作業等の保守管理について、組合と協議のうえ、組合が用意する工作機械、工具等を用いて実施すること。
- (2) 受託者が行うべき保守管理の範囲は、以下のとおりとする。  
ア日常点検結果により、機器等の故障を予防または不具合箇所を修復するための軽微な修理、調整、交換、補充作業（軽微な予防修理）  
イ設備・機器等が故障した場合の軽微な修理、調整、交換、補充作業（軽微な緊急事後保全）
- (3) 受託者は、組合の保有する工作機械、工具、測定機器類等を使用するときは、適切な管理を行うこと。
- (4) 組合は、特定部品の供給について施工業者と協定を締結する。
- (5) 常用・予備機がある機で自動交互運転となっていない機器は定期的に交互運転を計画すること。

## 2.8 回収物の資源化の促進

受託者は、エネルギー回収推進施設で生成される溶融スラグ、メタル等の回収物（以下、「溶融スラグ等」という。）をエネルギー回収推進施設内に貯留・保管し、受託者自らが手配する搬出車両に積み込みを行うこと。なお、溶融スラグ等については、搬出前にその重量を計量し、種類毎



に記録・集計すること。

## 2.9 最終処分物の搬出

受託者は、エネルギー回収推進施設より排出される溶融飛灰処理物が、関係法令、公害防止基準等を満たすことを定期的に確認したうえ、エネルギー回収推進施設内に貯留・保管し、組合が指定する運搬業者に引き渡すこと。なお、運搬車両への積み込みまでを受託者の業務範囲とする。

## 2.10 搬出物の性状分析等

受託者は、エネルギー回収推進施設より搬出する溶融スラグ等、溶融飛灰処理物の量及び性状について分析・管理を行うこと。

# 第3節 マテリアルリサイクル推進施設に係る運転管理

## 3.1 運転条件

受託者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適正に運転管理すること。

### (1) 年度別計画処理量

「第1章 第3節 3.2 (2) ア 処理対象物及び処理対象量」を参照のこと。

### (2) 公害防止基準

「第1章 第2節 2.16 公害防止基準」を参照のこと。

### (3) 用役条件

「第1章 第2節 2.17 用役条件」を参照のこと。

### (4) 施設動線

ア場内の動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。

イ緊急時の動線については、組合と協議すること。

### (5) 年間運転日数

搬入される処理対象物を滞りなく処理すること。運転日数は、原則として一炉あたり年間 244 日以上とすること。

### (6) 運転時間

施設の運転時間は、原則午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間で、設備の立ち上げ下げ（事前準備、事後清掃等）を除く 5 時間／日以内とすること。

### (7) 計画資源化率

「第1章 第3節 3.2 (1) イ 計画資源化率」を参照のこと。

### 3.2 処理対象物の受入

受託者は、搬入される処理対象物を受入ヤード等の受入設備において、受入可能である限り、受け入れること。なお、受入可能量を超えるおそれがある場合には、直ちにその旨を組合に報告し、組合の指示に従うこと。

### 3.3 搬入物の性状分析

受託者は、マテリアルリサイクル推進施設に搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

### 3.4 適正処理

- (1) 受託者は、関係法令、本件施設の公害防止基準及び環境保全協定書等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理を行うこと。
- (2) 受託者は、搬入された不燃ごみについて、受入貯留ヤードにおいて従業員が危険物等の有無を確認するとともに、危険物等が確認されたときには選別し、組合の指示に従い場内に一時保管すること。
- (3) 受託者は、破碎機に投入できない、又は直接破碎機に投入できない粗大ごみ等については、切断、分解等の適正な処理を行うこと。

### 3.5 適正運転

受託者は、マテリアルリサイクル推進施設の運転が、関係法令、公害防止基準及び環境保全協定書等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

### 3.6 エネルギー回収推進施設への搬出

破碎後のマテリアルリサイクル推進施設残渣は、コンベヤによりエネルギー回収推進施設に搬出する。この際、マテリアルリサイクル推進施設残渣の計量は行わない。

### 3.7 日常点検等

- (1) 受託者は、毎日の他、週例、月例、随時等、必要項目を抽出した日常点検シートを作成し、日常点検を実施すること。日常点検の項目、方法等については、組合の承諾を得ること。なお、日常点検の点検内容（参考）は、表 4-2-1 を参照のこと。
- (2) 受託者は、常に施設及び機器等の状況を把握し、状態の変化、故障等の未然防止を図ること。
- (3) 施設の運転管理を行うにあたり、日常点検により、設備・機器等の損傷等を発見した場合は、速やかに組合に報告し、組合の指示に従うこと。ただし、受託者は、必要があると認めるときは、臨機の措置をとるとともに、組合に遅滞なく報告すること。
- (4) 臨機の措置に伴う費用負担については、組合と受託者で協議を行う。なお、この協議には、必要に応じて施工企業及び維持管理業務受託者を含めるものとする。

### 3.8 保守管理

- (1) 受託者は、軽微な修理、調整、交換及び補充作業等の保守管理について、組合と協議のうえ、組合が用意する工作機械、工具等を用いて実施すること。

(2) 受託者が行うべき保守管理の範囲は、以下のとおりとする。

ア 日常点検結果により、機器等の故障を予防または不具合箇所を修復するための軽微な修理、調整、交換、補充作業（軽微な予防修理）

イ 設備・機器等が故障した場合の軽微な修理、調整、交換、補充作業（軽微な緊急事後保全）

(3) 受託者は、組合の保有する工作機械、工具、測定機器類等を使用するときは、適切な管理を行うこと。

### 3.9 資源化物の資源化促進

受託者は、マテリアルリサイクル推進施設から回収される鉄、アルミ等の資源化物をマテリアルリサイクル推進施設内に貯留・保管し、受託者自らが手配する搬出車両に積み込みを行うこと。なお、資源化物については、搬出前にその重量を計量し、種類毎に記録・集計すること。

### 3.10 処理不適物等の搬出

受託者は、マテリアルリサイクル推進施設の受入管理の中で、本件施設では取り扱わない有害ごみその他の処理不適物が回収された場合には、組合にその旨を報告し、組合の指示に従い場内に一時保管するとともに、処理方法等について指示を仰ぐこと。

## 第4節 教育訓練

### 4.1 運転教育計画書の作成

受託者は、本件施設に関して、事業期間を通じた運転教育計画書を策定し、組合の確認を受けること。

### 4.2 運転教育の実施

受託者は、策定した運転教育計画書に基づき、受託者が自ら確保した従業員等に対し、適切な教育訓練を行うこと。

## 第5節 運転準備期間の運転管理等

(1) 受託者は、運転期間の開始に先立ち、運転準備期間中（本件施設の試運転期間中）に、施工企業が作成した教育指導計画書に基づき、施工企業より本件施設の運転に必要な運転指導を受けること。詳細は、委託契約締結後、組合と受託者の協議により決定する。

(2) 受託者は、運転準備期間中、施工企業が実施する本件施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験に関して、必要な協力を行うこと。

## 第6節 各種基準値の設定及び基準値を満足できない場合の対応

### 6.1 エネルギー回収推進施設に係る運転基準、要監視基準、停止基準の設定

受託者は、本要求水準書の性能を満足した運転を行うこと。また、公害防止基準及び環境保全協定書等を満足しているか否かの判断基準として、運転基準、要監視基準、停止基準を設定すること。

なお、要監視基準又は停止基準を満足できないような事態が発生した場合には、速やかに組合に報告を行うこと。

(1) 対象項目

運転基準、要監視基準及び停止基準の対象項目は、「第1章 第2節 2.16 公害防止基準 (1) 排ガス基準 (エネルギー回収推進施設)」に示す排ガス基準とする。

(2) 運転基準値、要監視基準値及び停止基準値

エネルギー回収推進施設の停止基準値は、「第1章 第2節 2.16 公害防止基準 (1) 排ガス基準 (エネルギー回収推進施設)」に示す数値とし、要監視基準値は、「第7章 1.1 環境保全基準」にて設定する環境保全基準とする。運転基準値は、技術提案書による。なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としない。

表4-6-1 に排ガスに係る要監視基準及び停止基準を示す。

表4-6-1 エネルギー回収推進施設に係る停止基準、要監視基準、運転基準の設定

| 物質      |                         | 運転基準 |     | 要監視基準   |      | 停止基準   |  |
|---------|-------------------------|------|-----|---|------|--|--|
|         |                         | 基準値  | 基準値 | 判定方法  | 基準値  | 判定方法   |  |
| ばいじん    | g/m <sup>3</sup> N      |      |     | 1時間移動平均値が基準値を超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。(一酸化炭素は4時間移動平均値) | 0.01 | 1時間移動平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。(一酸化炭素は4時間移動平均値) |  |
| 硫黄酸化物   | ppm                     |      |     |   | 50   |  |  |
| 塩化水素    | ppm                     |      |     |   | 50   |  |  |
| 窒素酸化物   | ppm                     |      |     |   | 100  |  |  |
| 一酸化炭素   | ppm                     |      |     |   | 30   |  |  |
| ダイオキシン類 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | —    | —   | —   | 0.1  | 定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。                |  |

※運転基準 : 焼却施設の運転にかかる受託者の自主管理基準とする。

※要監視基準 : 超過した場合、エネルギー回収推進施設の監視を強化し改善策の検討を開始する基準とする。

※停止基準 : 超過した場合、速やかにエネルギー回収推進施設の運転を停止する基準とする。

※受託者は、表中の空欄部分の基準値を設定すること。

6.2 エネルギー回収推進施設に係る要監視基準値を満足できない場合の復旧作業

エネルギー回収推進施設に係る要監視基準値を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 再度計測を行い、要監視基準値を満足しているかを確認する。
- (2) 再計測の結果、基準値を満足できない場合は、その原因を究明し、組合に報告の上、対策を施す。
- (3) 対策実施後は、継続して計測を行いながら復旧させる。

6.3 エネルギー回収推進施設に係る停止基準値を満足できない場合の復旧作業

エネルギー回収推進施設に係る停止基準値を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) エネルギー回収推進施設を即時停止する。

- (2) 基準値を満足できない原因を調査する。
- (3) 復旧（補修）計画書（復旧期間の廃棄物処理を含む）を作成し、組合の承諾を得る。
- (4) 施設の改善作業を行う。
- (5) 改善作業の終了を報告し、組合による検査を受検する。
- (6) 試運転を行い、その報告書を作成し組合の承諾を得る。
- (7) 継続して計測を行いながら復旧する。

## 第5章 用役管理業務

### 1.1 用役調達管理計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、必要な用役の種類、調達量、調達方法及び管理方法等を記載した用役調達管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

### 1.2 用役の調達及び管理

受託者は運転期間中、用役調達管理計画書に基づき必要な燃料、薬品、油脂等を調達すること。調達した燃料、薬品、油脂等は常に安全に保管し、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

また、電気、用水等については、表 5-1-1 のとおり調達及び費用負担等を行う。

表5-1-1 電気、用水、電話等の調達

| 項目      | 調達等   |
|---------|---|
| 電気      | 組合が電気供給事業者と各種契約を行い、本件施設に必要な電力を調達する。費用は組合の負担とするが、受託者は、不要機器の停止、冷暖房の設定温度の調整等、節電に努めること。 |
| 上水      | 受託者が上水供給事業者と契約し、本件施設に必要な上水を調達する。費用負担は受託者とする。  |
| 合併処理浄化槽 | 組合が、合併処理浄化槽の維持管理を行う。  |
| 電話      | 組合用回線は、組合が電話会社と契約し、使用料を負担する。<br>受託者用回線は、受託者が電話会社と契約し、使用料を負担する。                      |

## 第6章 維持管理業務

### 第1節 建築物等の維持管理

受託者は、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟、計量棟等の本件施設内の建築物及び建築設備（以下、「建築物等」という。）について、運転期間中、以下により適切に維持管理すること。

- (1) 建築物等の点検・検査計画を作成し、これに基づき点検・検査を行うこと。点検・検査の結果、補修等が必要となる場合は、速やかに組合に報告すること。
- (2) 受託者は、本件施設の建築設備の管理として、照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。
- (3) 受託者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。
- (4) 受託者は、本件施設の建築物の美観が損なわれることのないよう、常に良好な状態を維持すること。

### 第2節 外構等の点検管理

- (1) 受託者は、本件施設の敷地内の外構、雨水排水側溝、駐車場、道路（法面含む）等の点検・検査計画を作成し、これに基づき点検・検査を行うこと。点検・検査の結果、補修等が必要となる場合は、速やかに組合に報告すること。
- (2) 受託者は、ビオトープの管理（配管の詰まり確認等）を行うこと。
- (3) 敷地内は美観が損なわれることのないよう、刈込、除草、追肥、清掃等を行い、常に良好な状態を維持すること。

## 第7章 環境管理業務

### 1.1 環境保全基準

- (1) 受託者は、本件施設の公害防止基準、環境保全協定書及び関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 受託者は、運転管理等にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

### 1.2 環境保全計画

- (1) 受託者は、運転期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、環境保全計画書には「1.5 計測項目及び計測頻度」に示す項目を網羅すること。
- (2) 受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、環境保全計画に従い行った計測結果及び環境保全基準の遵守状況についてをとりまとめ、環境管理報告書として組合に提出すること。

### 1.3 作業環境管理基準

- (1) 受託者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 受託者は、本件施設の運転管理等にあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

### 1.4 作業環境管理計画

- (1) 受託者は、運転期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、作業環境管理計画書には「1.5 計測項目及び計測頻度」に示す項目を網羅すること。
- (2) 受託者は、作業環境管理計画書に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 受託者は、作業環境管理基準の遵守状況について、組合に報告すること。
- (4) 受託者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第401号の2、平成13年4月25日)に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 受託者は、日常点検等により、労働安全衛生上、本件施設に改善の必要がある場合は、組合と協議のうえ実施すること。
- (7) 受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、従業員の健康把握に努めること。
- (8) 受託者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。



(10) 受託者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

### 1.5 計測項目及び計測頻度

受託者は、環境保全計画書及び作業管理計画書を作成するにあたっては、表 7-1-1 に示す項目及び頻度以上とすること。

表7-1-1 計測項目及び計測頻度（環境保全基準）

| 対 象            |                | 計測項目   | 計測頻度                      |
|----------------|----------------|--|---------------------------|
| エネルギー回収推進施設    | ごみ質            | 種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量<br>(試験は、「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。)    | 12 回/年以上<br>(1 ヶ月に 1 回以上) |
|                | 燃焼条件           | 燃焼温度 (炉出口、集じん装置入口)、CO 濃度   | 常時*                       |
|                | 排ガス (煙突出口)     | ばいじん (試験は、JIS Z8808 による。)  | 12 回/年                    |
|                |                | 硫酸化物 (試験は、JIS K0103 による。)  | 6 回/年                     |
|                |                | 塩化水素 (試験は、JIS K0107 による。)  | 6 回/年                     |
|                |                | 窒素酸化物 (試験は、JIS K0104 による。)   | 6 回/年                     |
|                |                | 一酸化炭素 (試験は、JIS K0098 による。)   | 6 回/年                     |
|                |                | ダイオキシン類 (試験は、JIS K0311 による。)   | 1 回/年                     |
|                | 熔融飛灰処理物        | 重金属溶出量   | 4 回/年                     |
|                |                | 重金属及びダイオキシン類含有量  | 4 回/年                     |
|                |                | 重金属溶出量 (試験は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48. 2. 17 環境庁告示第 13 号)のうち、埋立処分の方法による。)                     |                           |
|                | 熔融スラグ          | JIS A 5031、A 5032 に示す項目<br>(試験は、JIS K 0058-1、K 0058-2 による。)                                    | 1 回/月                     |
|                |                | ダイオキシン類  | 1 回/年                     |
| 作業環境基準         | ダイオキシン類濃度      | 2 回/年  |                           |
|                | 粉じん            | 2 回/年  |                           |
| マテリアルリサイクル推進施設 | ごみ質            | 種類組成、単位容積重量 (試験は、種類組成は手分析、単位容積重量は「昭 52. 11. 4 環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、組合が指示する方法による。) | 1 回/年                     |
|                | ごみ処理能力<br>破砕寸法 |  |                           |
|                | 純度、回収率 (参考)    | 鉄類、アルミ類  |                           |
|                | 排気口粉じん         | 粉じん (試験は、組合が指示する方法による。)  | 1 回/年                     |
|                | 作業環境基準         | 粉じん (試験は、組合が指示する方法による。)  | 1 回/年                     |
| 敷地境界           | その他公害防止基準      | 騒音 (試験方法は、騒音規制法による。)   | 1 回/年                     |
|                |                | 振動 (試験方法は、振動規制法による。)   | 1 回/年                     |
|                |                | 低周波 (試験方法は、環境省マニュアルによる。)   | 1 回/年                     |
|                |                | 悪臭 (試験方法は、悪臭防止法による。)<br>悪臭物質、臭気指数  | 1 回/年                     |
|                |                | 放流水 (浄化槽処理水) pH、BOD、COD、SS、窒素  | 1 回/年                     |

※は連続測定機器により常時計測を行う項目

## 第8章 資源化物管理業務

### 1.1 資源化物管理計画書の作成

受託者は、運転期間開始までに、資源化物の品質確保、資源化物の管理、有効利用方法及び売却先等に関する内容について、その具体的方法を記載した資源化物管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

### 1.2 資源化物の品質確保

受託者は、安定して適正な資源化が行われるよう回収物の品質を確保すること。

### 1.3 資源化物の管理

受託者は、本件施設で回収した資源化物を適切に貯留・保管するとともに、資源化物の搬出前に計量機による計量を行い、資源化物の種類毎に搬出量（重量ベース）を計量し、搬出先・搬出量等についてのデータの記録、集計等を行うこと。

### 1.4 資源化物の有効利用

- (1) 受託者は、本件施設における処理により回収される溶融スラグ、メタル、鉄、アルミ等の資源化物の全量を引き取り、各資源化物について、搬出車両への積み込み、搬送、有効利用を行う売却先の選定と売却を行うこと。
- (2) 資源化物の売却代金については、組合と受託者の協議により、その一部を受託者に収受させるものとする。

## 第9章 余熱利用業務

### 1.1 基本事項

受託者は、エネルギー回収推進施設を運転管理することにより発生する余熱を利用して発電を行い、安定した余熱利用を図ること。

### 1.2 優先順位

受託者は、発電した電力の利用においては場内での利用を優先する。

### 1.3 電力の取扱い

- (1) 受託者は、運転期間を通じて安定した電力の供給を行うために必要な契約形態等を組合に提案すること。当該契約は、組合が締結する。なお、少なくとも受電（平成 27 年 6 月を予定。）後 1 年間は、九州電力株式会社との契約（売電／買電）を維持するものとし、その後の契約先を組合に提案することができるものとする。
- (2) 余剰電力が発生する場合については、売電を行うこと。売電収入は、組合に帰属するものとするが、受託者は、当該売電収入の向上に努めること。売電に当たっては FIT 法の適用を受けるものであり、複数社から見積を徴集し最高値を提示した者に売却すること。

## 第10章 情報管理業務

### 第1節 各種業務の報告

#### 1.1 運転管理の記録報告

- (1) 受託者は、廃棄物搬入量、排出量、運転データ、用役データ、保守管理記録、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

#### 1.2 点検・検査報告

- (1) 受託者は、点検・検査計画書に従って行った点検・検査結果を、点検・検査結果報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査の関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

#### 1.3 環境管理報告

- (1) 受託者は、環境保全計画書に基づき計測結果を、環境管理報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

#### 1.4 作業環境管理報告

- (1) 受託者は、作業環境管理計画に基づき計測した結果を、作業環境管理報告書として、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

#### 1.5 資源化物管理報告

- (1) 受託者は、資源化物の種類毎に、搬出先・搬出量等を記載した資源化物管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。
- (3) 資源化物管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

#### 1.6 余熱利用報告

- (1) 受託者は、発電電力量、場内使用電力量、場外供給電力量（余剰電力量）、余剰電力売却先等を記載した余熱利用報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定すること。

- (3) 余熱利用関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

## 第2節 施設情報管理

### 2.1 施設情報管理

- (1) 受託者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間に渡り適切に管理すること。
- (2) 受託者は、補修、機器更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

### 2.2 帳票類の管理及び記録の保存

#### (1) 帳票類の管理

受託者は、本件施設の運転管理等に必要な帳票類を整備し管理・運用すること。なお、組合より帳票類の報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類（参考）を表10-2-1に示す。

表10-2-1 帳票類の種類（参考）

| NO | 名称         | NO | 名称       |
|----|------------|----|----------|
| 1  | 従業員配置表     | 7  | 維持管理状況報告 |
| 2  | 勤務体制表      | 8  | 検査台帳     |
| 3  | 運転日報・月報・年報 | 9  | 給油台帳     |
| 4  | 機器運転・作業日誌  | 10 | 備品・予備品台帳 |
| 5  | 受電変電設備日誌   | 11 | その他必要な書類 |
| 6  | 試験検査日誌     |    |          |

#### (2) 補修履歴等の記録

本件施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行うこと。

#### (3) 記録の保存

本件施設の運転管理等に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存すること。

### 2.3 その他管理記録の報告

受託者は、本件施設の設備により管理記録が必要となる項目、または受託者が自主的に管理記録する項目について、その他の管理記録報告書としてとりまとめること。

### 2.4 各種調査票の作成協力

受託者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に従い協力すること。



## 第11章 その他関連業務

受託者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適正にその他関連業務を行うこと。

### 1.1 見学者対応

- (1) 受託者は、施設の見学を希望する者の受入を行い、説明及び案内等を行うこと。なお、行政視察については、組合が対応するが、組合から協力の要請があった場合には、受託者は必要な協力を行うこと。
- (2) 施設見学は事前予約制とし、見学者の予約対応については、組合が行う。なお、年始（1月1日～1月3日）、土曜日、日曜日及び祝日は見学者の対応は原則行わない。
- (3) 受託者の関係者が施設見学等を行う場合は、組合の承諾を得ること。

### 1.2 住民対応

- (1) 受託者は、常に適切な運転管理等を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。
- (2) 受託者が電話照会、来客等で、住民による意見等を受け付けた場合には、速やかに組合に報告すること。住民等への対応については、原則として組合が行う。ただし、住民対応等について組合から要請があった場合には、受託者は必要な協力を行うこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4に基づいて、本件施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項の記録を当該運転管理等に関し、生活環境保全上の利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、受託者は速やかに対応し、その結果等を組合に報告すること。
- (4) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3に基づき組合が行う本件施設の維持管理状況に係る情報公開に必要な資料(ホームページ掲載用htmlデータを含む。)を作成し、組合に提出すること。

### 1.3 清掃

- (1) 受託者は、本件施設の清掃計画を作成し、各施設・設備により、適宜ワックスがけ、窓清掃等の適切な対応を行い、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- (2) 受託者は、景観を損なわないよう、植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草等）を定期的に行うこと。
- (3) 業務範囲は組合事務室を除く居室と、敷地境界内の外構全てとする。

### 1.4 警備

- (4) 受託者は、本件施設の警備計画を作成し、警備を行うこと。なお、組合が使用する事務室については、組合が別途警備を手配する。

### 1.5 セルフモニタリング

- (1) 受託者は、本業務の状況が要求水準書及び委託契約書等に定める要件を満たし、適正に行われていることを自らも確認すること。
- (2) 受託者は、運転準備期間中にセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

と。

## 1.6 地域振興

- (1) 受託者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済へ配慮すること。また、環境学習、環境保全に関する情報提供等、周辺住民へ配慮すること。
- (2) 受託者は、組合等が行う地域振興行事等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

## 1.7 協議会の設置

- (1) 組合、受託者及び維持管理業務受託者は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、組合、受託者及び維持管理業務受託者との協議により定めるものとする。
- (2) 組合、受託者及び維持管理業務受託者は、協議の上、前項の協議会に関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

## 1.8 提案事業

- (1) 受託者は、技術提案書において提案事業を提案した場合には、提案事業概要書を作成して組合に提出すること。受託者は、組合が提案事業概要書に示された提案事業の内容を承諾した場合、本件施設において提案事業を実施することができる。
- (2) 受託者が提案及び実施できる提案事業の基本的な条件は、以下のとおりとする。
  - ア本件事業の目的に反するものでないこと。
  - イ本件事業（提案事業を除く）の実施に支障及びリスクを及ぼすものでないこと。
  - ウ関係法令、公害防止基準及び環境保全協定書等を遵守したものであること。
  - エ本件施設の基本性能を損なったり、機能劣化等を早めるものでないこと。
  - オ周辺住民の理解が得られる事業であること。
  - カ地域振興・地域貢献につながる事業であること。
- (3) 組合は、提案事業に係る費用の支払いは行わない。
- (4) 組合は、提案事業の実施に伴う本件施設の使用料、光熱水費等を受託者から徴収することができる。
- (5) 受託者は、提案事業を実施する前に、提案事業実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、提案事業実施計画書は、毎年度更新し、業務計画書とあわせて組合に提出すること。
- (6) 受託者は、提案事業の実施状況に関し、提案事業実施報告書を作成し、組合に提出すること。なお、提案事業実施報告書の様式、記載内容、提出頻度等については、組合との協議により定めるものとする。
- (7) 組合は、提案事業の実施状況等によっては、受託者に対し、提案事業の実施を停止させることができる。



## 第12章 組合の業務

### 第1節 本件事業において組合が実施する業務

#### 1.1 運転モニタリング業務

組合は、本件事業の実施状況の監視を行う。組合が行う運転モニタリングに要する費用は、組合負担とする。

#### 1.2 処理対象物の搬入

組合は、構成市町と連携して処理対象物を本件施設に搬入する。なお、廃棄物の収集運搬は構成市町主体で行う。

#### 1.3 ごみ処理に伴う最終処分物の運搬・処分

組合は、本件施設のごみ処理に伴い発生した溶融飛灰処理物及び処理不適物について、本件施設から処理・処分先への運搬、処理及び処分を行う。

#### 1.4 用役（電気、上水、ガス）の調達

組合は、本件施設に必要な電気、上水を調達する。

#### 1.5 見学者（行政視察）対応業務

組合は、行政視察時の主な対応を行う。見学者対応の役割分担等は第11章に示すとおりである。

#### 1.6 住民対応業務

組合は、周辺住民などの対応を行う。住民対応の役割分担等は第11章に示すとおりである。

### 第2節 運転モニタリングの実施

#### 2.1 運転段階

組合は、委託者による本件事業の状況が、委託契約書及び要求水準書等に定める要件を満たしていることを確認するために本件事業の監視を行う。受託者は、組合の行うモニタリングに対して、必要な協力をを行うこと。主なモニタリング内容は以下のとおりである。

- (1) ごみ処理状況の確認
- (2) ごみ質の確認
- (3) 運転状況の確認
- (4) 各種用役の確認
- (5) 保守、点検状況の確認
- (6) 資源化物の発生量、利活用状況の確認
- (7) 最終処分物発生量の確認
- (8) 売電実績の確認
- (9) 安全体制、緊急連絡などの体制の確認
- (10) 安全教育、避難訓練などの実施状況の確認

- (11) 事故記録と予防保全の周知状況の確認
- (12) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- (13) 各設備不具合事項への対応状況の確認
- (14) 環境モニタリング結果の確認、公害防止基準などの各基準値への適合性の確認
- (15) 事業運営状況の確認及び評価
- (16) その他、提案事業に関する確認

## 2.2 運転期間終了時

運転期間終了時には、組合は受託者から提示された計画の実施状況を確認し、本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行う。

- (1) 本件施設の機能状況の確認
- (2) 本件施設の耐用度の確認
- (3) 本件事業継続に係る経済性評価の確認